

仮定を表すテミロの特徴と考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-05-12 キーワード (Ja): 補助動詞, テミロ, 命令形, 仮定 キーワード (En): 作成者: 武中, 清香 メールアドレス: 所属: 一橋大学
URL	http://hdl.handle.net/10086/85854

仮定を表すテミロの特徴と考察

武中 清香

要旨

本稿では、仮定を表すテミロに関する先行研究を整理し、そのうえで仮定を表すテミロが成立する際の特徴と、仮定を表すテミロがなぜ命令形で命令を表せないのかを中心に考察した。仮定を表すテミロが成立する場合の特徴は、「①動作主の人称に基本的には制限がない。」「②意志性の動詞も無意志性の動詞も前接する。」「③無標の命令形（シロ）には書き換えられない。」「④条件節への書き換えができ、その場合は無標の形になる。」の4つである。

また、仮定を表すテミロが命令形でありながら、純粋な命令を表さない理由について、補助動詞テミルの意味、命令形、望ましさの観点から考察した。その結果、補助動詞テミルの試行の意味と本動詞の視覚的な影響、さらに、命令形の動作主の人称の制限、動詞の意志性の有無、話し手の行為遂行の望ましさが命令形の成立要件から外れるため、その行為の要求を意味しなくなったことを述べた。

キーワード 補助動詞、テミロ、命令形、仮定

1. はじめに

補助動詞テミルは、森田 (1971)、吉川 (1975)、高橋 (1976) など、多くの先行研究において、一般に意志動詞に付いて試しにある動作をすることを表すと理解されている。

しかし、テミルには試行を表すものだけでなく、以下のような用法があることが先行研究において指摘されてきている。

- (1) こんなことが上に漏れてみる、えらいことになる。 (長野 1998 : 145)
- (2) あいつが一言しゃべってみる、すべてはおしまいだ。 (長野 1998 : 145)

例 (1) (2) のように、テミルには命令形の形を取りながらも、意味としては命令を表さない用法がある。これは、仮定を表す用法として知られており、吉川 (1975)、高橋 (1976)、長野 (1994, 1995, 1998)、須永 (2007)、菊田 (2011, 2013)、森 (2014)、北崎 (2016b) などの先行研究がある。このように、テミロという命令形で仮定を表す用法は、現象自体は論じられてきているが、なぜテミルが命令形のテミロになると、命令を表さないまま仮定を表すことができるのかということについての記述は不足しているようである。よって、本稿では、先行研究を通して報告されている仮定を表すテミロの用法に関して、意味や成立の特徴などを整理し、そのうえで、なぜ命令形テミロが命令ではなく、仮定を表すことができるのかについて、考察していくものである。

2. 先行研究

本節ではテミロに関する先行研究を、通時的研究と共時的研究の面から概観する。本稿での分析は主に共時的観点によるものであるが、一方で共時的観点のみで説明が難しい点もあるため、先行研究の通時的観点を取り入れたうえで考察する必要があると考え、以下のように先行研究を整理する。

2.1 通時的研究

非意志的な動詞が前接するテミルに関する研究には、菊田（2011, 2012）などがあり、仮定を表すテミロを通時的に見た先行研究では北崎（2016b）などがある。

菊田（2011, 2012）では、テミルの非意志的用法の成立過程について述べられている。また、試行の解釈も不可能であるような現代の非意志的テミルに相当する用法が出現してきたのは、18世紀にかけてで、テミルの後件で知覚や思考といった高次認識内容を伝えるようになると、前件のテミルに非意志的動詞が前接するようになったことが述べられている。

一方、北崎（2016b）においては、テミロ条件文¹の成立と用法拡張を「命令を表していたはずの形式が純粋な命令を表さなくなる」という変化の一つとして捉え、テミロ条件文の成立時期・背景と要因、またテミロ条件文内で起きた拡張の時期・背景と要因について述べられている。さらに、北崎（2016b）では、テミロ条件文の、命令を表していた形式が命令を表さなくなるという変化が、いわゆる文法化研究において、文法変化の傾向の一つとして指摘される「間主観化」の方向性に反するものであり、こうした変化が一般的ではないこと（小柳 2016）も指摘されている。

2.2 共時的研究

前述したように、テミルが命令形テミロの形で、仮定を表す用法が存在するというのは吉川（1975）、高橋（1976）、長野（1994, 1995, 1996, 1998）、須永（2007）、森（2014）など多くの先行研究で言われていることである。これについて特に詳しく述べられているのが、長野（1994, 1995, 1998）、森（2014）などである。

長野（1994）では、テミルが必須である場合とそうでない場合について、長野（1995）では、シロとシテミロの機能の違いについて、命令形を取る動詞の性質とその動詞が表す動作の性格という観点から整理されている。また、長野（1998）では「前接する本動詞が命令を表さず、条件表現に置き換えられる「～てみる」を「仮定を表す『～てみる』と」呼ぶ（長野 1998: 145）」と定義し、仮定の用法が成立する要件について、「無意志動詞、及び意志動詞の受身形」、「意志動詞のうち、「動作主が話し手である」、「動作主が第三者である」、「動作主が聞き手のうち、話し手が警告・脅し、悲観的見通しをする」場合」と述べられている。

また、テミロの「みる」が発話・伝達の実用性を持ち、後ろに続く文が補足する役割を果たしていることから、仮定を表すテミロの基本的な意味を以下のように示している。

¹ 北崎（2016b）では、テミロ条件文は「接続助詞「て」＋補助動詞「みる」の命令形「みる」により構成される「てみる」や、それに類する「てごらん」のような形式が順接仮定の条件節を作る（北崎 2016: 1）」文であると述べられている。

- (3) 「～てみる」に前接する部分を P とすると) 「P てみる Q」 =
「P の事態が成立したら Q の事態が成立することを見よ (認識せよ)」

(長野 1998:151)

ここから、命令形のテミロはが仮定を表すということに加えて、条件表現であると同時に認識要求の表現でもあることを指摘している。

森 (2014) では、仮定を表すテミロを「「V てみる」条件命令文」と定義し、その意味と構造が、モダリティの度合いと従属化の観点から考察されている。また、「「V てみる」条件命令文」とそれ以外との命令文との違いを明らかにするために、真性モダリティ²かそれを欠く虚性モダリティ³を論じるだけでは不十分であるとし、真性モダリティの程度差を考慮して分析した。典型的な命令文は、「命令」という真性モダリティをあらわすが、テミロの条件命令文は、「命令」の感情表出がないので、真性モダリティの度合いが低いことが述べられている。その真性モダリティの低さが、条件節への書き換え可能であるということと関連があるとされている。

3. 仮定を表すテミロが成立する際の特徴

3.1 研究方法と対象

前述したとおり、本稿ではテミロが形態的に命令形であるにも関わらず、意味として命令ではなく、仮定を表す用法について分析を行う。分析に用いた例文は、現代日本語書き言葉均衡コーパス (以下、BCCWJ) から検索した。検索条件は、長単位検索モードでキーを「品詞＝動詞」、後方共起 1 を「語彙素＝てみる」とし、この条件で検索したあとに、Excel のフィルター機能を使用して、テミロ⁴を抽出した。

- (4) 神経科っていうのはいばんストレスが溜まるところで、医師の自己管理が大事らしいから、一度他人の診察を受けててみるよ (OB6X_00205⁵)
- (5) こいつ、おれをばかにしてんのか。そんなことしててみる、後で、たっぷり後悔することになるぞ。 (LBt9_00066)
- (6) (前略) あと十年しててみる、必ずがんは解決しておるよと、ヨーロッパもアメリカも日本も当時の名立たるがん学者はみんなそう言って胸を張っていましたよ。(OM31_00001)

例文 (4) から (6) をそれぞれ見てみると、同じ命令形であるにも関わらず、意味が異なることがわかる。例 (4) は聞き手に対して、「診察を受ける」という行為を命令形テミロによって要求しているものである。ここでは、補助動詞テミルが本来持っている試行の意味も感じられる。一方、(5) (6) は同じ命令形のテミロが使われているにも関わらず、その行為を命令して

² 野田 (1989) において、「話し手の発話時の心的態度を直接表明しているときのモダリティ」を真性モダリティと定義している。

³ 真性モダリティの対立概念として「虚性モダリティ」という用語が使われている。

⁴ 分析対象としてテミロの中には、「てみ」「てみい」「てみて」なども含め、これらは目視で抽出した。また、これらは 230 例あったが、そのうち仮定を表すテミロは 19 例のみであった。

⁵ 現代日本語書き言葉コーパス (BCCWJ) の例文は、このようにサンプル番号を示す。

いるわけではない。むしろ、その行為をしないよう要求している文である。例(5)では、「そんなことしてみろ」と述べられているが、その後続く「後で、たっぷり後悔することになるぞ」から、話し手は「そんなこと」をすることが望ましくないと思っていることがわかる。また、例(6)では、テミロに前接する動詞が「十年する」という無意志性の動詞になっている。本来、補助動詞テミルは意志性のある動詞と結びつくことが基本であるが、仮定を表すテミロでは無意志性の動詞と結びつくこともできる。意志性がないため、話し手が望んでいる行為を要求することはできず、よって命令を表すことはできない。

長野(1995, 1996, 1998)、北崎(2016b)など、多くの先行研究でも述べられているように、形態的に命令の形を取っているテミロが、命令ではなく、仮定を表す場合、①動作主の人称の制限、②意志性の有無、③無標形に書き換えられないこと、④条件節への書き換えができることの4つの観点から整理することができる。次節以降でこれらの仮定を表すテミロが成立する場合の特徴について述べる。

3.2 動作主の人称制限の解除と前接動詞の意志性について

本節では、仮定を表すテミロに見られる動作主の人称制限が解除されること、および、テミロに前接する動詞の特徴について述べる。

補助動詞テミルは永谷(2013)でも述べられているように、動作主に三人称が来ることができない⁶という人称制限がある。しかし、以下のような例を見られたい。

(2) あいつが一言しゃべってみろ、すべてはおしまいだ。(再掲) (長野 1998:145)

(7) わたしはいささか金を儲けた。だがそれがどうしたというんだ? 二、三十年もしてみろ、何も残っちゃいない。わたしの金は他人のものになってる。 (LBp9_00012)

例(2)は動作主が「あいつ」であり、三人称の場合である。前述したとおり、補助動詞テミルは意志性を持った動詞と前接し、話し手の意志的な行為を試しにする場合に用いられる。そのため、小説などでは三人称が動作主としても来ることができるが、基本的に、主節における未実現の行為では、動作主が三人称であることはない。また、命令形も基本的に、話し手が聞き手に対して、ある動作を要求・命令する場合に用いられる⁷ことから、その動作主は聞き手(つまり二人称)であるが、仮定を表すテミロでは命令形における人称制限も解除される。したがって、仮定を表すテミロは補助動詞テミルが持つ未実現の行為における人称制限と、命令形のもつ人称制限のどちらも失い、三人称が動作主として成り立つという特徴を持つ。

⁶ ただし、永谷(2013)においても、主節の「ル形」には、物事の道理、きまりを述べる場合や、物語の筋、情景描写、小説の地の文などの場合に、人称制限を持たないことが述べられている。

⁷ 本稿で基準とした命令の形式が成り立つ条件に石川(2002)や北崎(2016a)がある。石川(2002)において、命令の基本構文条件は①述語動詞に対する動作主格は第二人称に限られる、②述語動詞は意志動詞である、③テンスは非過去であると述べられている。また、北崎(2016a)においても、用言命令形の用法が「I.話し手の条件として、話し手は、行為が遂行されることを望ましく思っている。」「II.聞き手の条件として、行為を遂行する能力を持つ聞き手が存在する。」「III.命題の条件として、行為の遂行に聞き手の意志が影響する。行為は未実現である。」のように分類・整理されている。

また、例 (7) は例 (6) と同様に、テミロに前接している動詞に意志性がないものである。「二、三十年もする」というのは、話し手の意志でどうすることもできないため、もちろん聞き手に対して命令することができない。補助動詞テミルにおいても、命令の形式が用いられる場合においても、動詞は基本的に意志動詞である。しかし、仮定を表すテミロはそのどちらの制約も持たず、無意志性の動詞が前接することができる。

3.3 無標形と命令形

本節では、テミロという有標の命令形ではなく、無標の命令形に置き換えた場合の意味の変化について述べる。前述してきたように、テミロになることによって仮定を表すが、無標形の場合でも命令形にすれば、仮定の意味が表れるのだろうか。このような検証が必要だと考える理由に、形態的に命令でありながら、命令の意味を示さないという例が、テミロだけではないからである。例えば、以下のような文はどうだろうか。

(8) 嘘つけ！ホントのことをいえ (PM41_00174)

(9) 「ヤダよ。一人になるのヤダ。あたし一緒に行く。いざとなったらおっきな声でわめくから」バカいえ (LBs9_00076)

例 (8) (9) は、命令形でありながら、その行為を要求・命令している文ではない。(8) は「嘘つけ」となっているが、話し手が要求していることは「嘘をつくな」であり、(9) は「バカいえ」となっているが、話し手の要求は「バカをいうな」である。この現象についても森 (2014) などで報告されているが、形態的に命令の形を取りながら、その動作や行為を命令しない用法は存在する。

では、仮定を表すテミロも、テミルがない無標の命令形になったとしても、命令を表さないのだろうか。先に挙げた (5) (6) の例文を無標の形にすると、以下のようになる。

(5') *こいつ、おれをばかにしてんのか。そんなことしろ、後で、たっぷり後悔することになるぞ。 (LBt9_00066)

(6') * (前略) あと十年しろ、必ずがんは解決しておるよと、ヨーロッパもアメリカも日本も当時の名立たるがん学者はみんなそう言って胸を張っていましたよ。

(OM31_00001)

例文 (5') (6') は有標の形式テミロではなく、無標の命令形シロにしたものである。例 (5') は、「そんなことしろ」となると、仮定の意味は表すことができず、単に命令しか表せない。また、例 (6') は、「あと十年しろ」となるが、そもそも意志性がないため、命令としても意味を成すことができない。つまり、仮定を表すテミロは、単に命令形であるだけでは、そのまま命令を表すことしかできず、仮定を表すことができないのである。したがって、仮定を表すテミロは、無標の命令形には置き換えられないということも特徴の一つである。補助動詞のテミルが、命令形テミロになることによって、仮定を表すことができるのである。

3.4 条件節への書き換え

本節では、仮定を表すテミロが条件節への書き換えが可能である点について述べる。長野（1998）など、多くの先行研究において仮定を表すテミロが条件節への書き換えが可能であることが述べられている。例（5'）（6'）はテミロで文であった（5）（6）を条件節で書き換えたものである。

（5'）こいつ、おれをばかにしてんのか。そんなことしたら、後で、たっぷり後悔することになるぞ。 (LBt9_00066)

（6'）（前略）あと十年したら、必ずがんは解決しておると、ヨーロッパもアメリカも日本も当時の名立たるがん学者はみんなそう言って胸を張っていましたよ。 (OM31_00001)

「そんなことしてみろ」の部分を「そんなことしたら」に、「あと十年してみろ」の部分を「あと十年したら」に変更しても、後続する文と繋がり、条件文として成り立っていることがわかる。また、意味も命令形テミロの文とほとんど変わりが無い。これについて、長野（1998）では、仮定を表すテミロの成立要件の一つとして、「前接する本動詞が命令を表さず、条件表現に置き換えられる」ことが示されている。また、書き換えた場合には無標形になることから、テミルが命令形で仮定を表す際に、条件表現の役割を果たしていると考えられる。つまり、話し手が注目しているのは、前件の動作や出来事ではなく、動作の後にあり、前件の行為をしてしまうことで、後件の状態になると認識しているのである。これは、補助動詞であるテミルが試行の意味ではなく、本動詞としての視覚的な機能が強く残っていると考えられる。

ここで、本動詞「見る」の視覚的な機能について整理したい。本動詞「見る」の命令形「見ろ」は、話し手がある動作について動作主に視覚的情報を得ることを命令する行為要求であると言えよう。では、例（5）を用いて補助動詞についても考えてみたい。「おれをばかにする」という前件が「そんなこと」の内容にあたり、もしその前件内容を実行したら、動作主は「後悔することになる」というのを後件で示している。これは、長野（1988）において、テミロが認識要求の表現である述べられていることから、本動詞として視覚情報を得ることを命令する行為要求は、補助動詞テミロになっても影響していると考えられ、その結果、後件の内容を認識することを命令する認識要求になっていることがわかる。

3.5 その他の特徴

本節では前述した成立の特徴以外にも、仮定を表すテミロに見られる特徴があったため、述べていきたい。

そもそも BCCWJ にあるテミロの例文はそれほど多くはないが、命令を表していない仮定を表すテミロの例文は、より限られたものになる。その中でも、仮定を表すテミロのみによく見られた特徴を以下の例文を通して挙げる。

（10）もしビールが残っていたら、俺のカクト前蹴りが是町さんのあごに炸裂してしまっているはずなのだ。しかし、そんなことしてみろ。翌日、俺の会社の机はお引越した。

(PB39_00221)

(11) それくらい知ってるだろ？それなのに手がかりをひとつも残さずに逃がすなんて、
そんなことしてみろ, 格好がつかないぜ！ (LBp9_00168)

(12) こんな下書きを談笑中の副会長や温田の旦那に手渡す訳に行かない。そんな事してみろ, 鼻横黒子の大先生とバツタリと顔を合わす事になる。冗談でないよ。

(PB19_00061)

(13) つまみ出してくれようとしたが、その自信も力もなかった。そんな事してみろ, 逆に俺サマがつまみ出されてしまう。 (PB19_00061)

(10) から (13) はいずれも仮定を表すテミロの例で、命令は表していない。仮定を表すテミロは 19 例抽出されたが、そのうち「そんなことしてみろ」という表現は 6 例であり、比較的多く使われていた。

また、仮定を表すテミロはしばしば「望ましさ」の観点から分析が行われることがあるが、例文からも話し手の望ましくない行為が「～してみろ」で示され、後続文ではその行為をしたらどうなるかという脅しのような文が続いていることがわかる。長野 (1994) では、動作主が聞き手のうち、「話し手がその動作の実現を望んでいない」とある。また、長野 (1998) では、仮定を表すテミロが成立する場合、「動作主が聞き手のうち、「話し手がその動作の実現を望んでいない」と考えられるばあい、話し手が警告・脅し、悲観的見通しをする」と述べられているが、動作主が聞き手に限らず、意志性の動詞⁸であるならば、仮定を表すテミロでは望ましくない事態を述べ、またそれに対して警告や脅し、悲観的な見通しが見られる。この望ましくない事態は、テミロで表す前に話し手から伝えられていることが多く、その説明をしたあとに、強調するようにテミロが使われている場合が多い。つまり、「話し手の不満や望まない事態についての説明+V テミロ+脅し」という構造になっており、V テミロの部分は「そんなことしてみろ」が多いことから、慣用的な表現として定着しつつある可能性があると考えられる。

また、このような仮定を表すテミロは BCCWJ でも用例数があまりなく、日常的にも使用することはそう多くないと思われる。レジスターを見ると、一部、国会会議録での使用例⁹があったが、それを除くとすべて文学作品であった。そこから見ても、日常的な表現であるというより、会議で使用されるような説明的で、主張を強調させる役割も担っているのだと考えられる。

3.6 仮定を表すテミロの成立要件のまとめ

以上、形態的には命令形をとりながらも、意味としては命令が表れない仮定を表すテミロの特徴について整理してきた。仮定を表すテミロが成立する要件については以下のようにまとめることができる。

⁸ 無意志性の動詞では、後ろが必ずしも話し手の望ましくない事態が来るとは限らないようである。例えば、例文 (9) では後件の文が「必ずがんは解決しておるよ」となっており、発話時のがんが治らない病気であるが、10年したら治る病気になっているだろうと期待を込めた発話であり、話し手の望ましい事態であると言える。

⁹ 例文 (6) が国会会議録での使用例である。

- (14) 動作主の人称に基本的には制限がない¹⁰。
- (15) 意志性の動詞も無意志性の動詞も前接する¹¹。
- (16) 無標の命令形（シロ）には書き換えられない。
- (17) 条件節への書き換えができ、その場合は無標の形になる。

補助動詞のテミルは未実現の事態の場合、動作主が話し手、聞き手に限られるが、仮定のテミロでは三人称も動作主にすることができる。また、命令形であれば本来は聞き手である二人称が動作主になることが原則ではあるが、仮定のテミロでは、この人称制限も解除される。

前接する動詞の意志性についても、補助動詞テミルや命令形は意志性のある動詞が前接するのだが、仮定を表すテミロは意志性のある動詞に加え、無意志性の動詞や意志動詞の受け身なども前接することができる。

また、無標の命令形（シロ）に置き換えることができない。それは、テミロではなく、シロになることによって、単に命令しか表せなくなるからである。

さらに、仮定を表すテミロは、条件節への書き換えが可能である。テミロとその後続文によって、「条件とその帰結（長野 1998）」を表しており、条件文と類似した構造の文をとることから、書き換えが可能になると考えられる。

テミロが命令を表さず、仮定のみを表す用法が成立するには、上の（14）から（17）の条件が必要となる。それ以外の特徴としては、文学作品に多く見られる用法であることや、テミロの前接動詞が「そんなことする」となり、「そんなことしてみろ」が決まったフレーズのように使用されていることが多いということが挙げられる。

4. 考察

本節では、仮定を表すテミロが、形態的に命令形を保ったまま、命令の意味を表さず、仮定を表すようになった理由について考察する。

4.1 先行研究から考えられる理由とその整理

4.1.1 通時的観点から見る理由

前述したように、仮定を表すテミロの通時的な研究としては北崎（2016b）などがある。北崎（2016b）では、テミロが人称や意志性の条件を満たすものをA類、満たさないもの（つまり、一人称・三人称が可で無意志性の動詞も可のもの）をB類と分けて、分析されている。中世後期に入ると、脅しを伴うA類の例が見られ始めるが、近代以降では、B類も登場することが述べられている。菊田（2011）においてもテミル条件文が意志性の制約を失い、論理的な因果関係を表すようになったのは、18世紀終わりから19世紀初めにかけてだと述べられている。

また、北崎（2016b）で、A類の成立については、文構造の変化、話し手にとっての望ましさ

¹⁰ 「制限がない」ことが要件であるというのは、一般的に考えて成り立たないことではあるが、ここでは、テミルが本来は人称制限を持つにも関わらず、仮定を表すテミロにはその人称制限が解除されるため、（14）のように示した。

¹¹ これについても注7と同様であり、通常、テミルは意志性の動詞と結びつくが、仮定を表すテミロは、条件節ではないものの、無意志性の動詞と生起するため、（15）のように示した。

の変化、事態の実現度合いの変化の3点に分けて考察されている。まず、文構造の変化において、命令文ともう一つの単文が合わさって一つの複文になるという変化自体は、命令文一般に見られるが、「テミロ」に限られるようになる要因として、ある動作の試行とその試行の結果を「見る」ことを導く「テミル」(を用いた条件文)が、命令文+後続文という構造と結びつきやすかったことが想定できると示されている。次に望ましさの変化についてだが、本来、話し手が望ましいと考えることを要求する命令文が、望ましくない事態をテミロで表すようになった。それは、何らかの条件下で文末命令形によって表された際に、臨時的に「行為の実現を話し手が望む」ことを必須としないことが許容されたということが「望ましさの条件」から逸脱する要因として想定できると述べられている。最後に、事態の実現度合いの変化についてである。テミロの後に脅し文が続く場合、話し手は、その脅しによって事態の成立を阻止することを意図しているため、表面的には命令形であっても、禁止表現であり、そのため、「未実現である」という命令形の条件を満たすことが義務的にならず、実現に近い事態によって表現を構成することも許容されると述べられている。これが、命令形であるにも関わらず、純粋な未実現ではないものを表せるようになった理由だと説明されている。

さらに、無意志性の動詞が前接できるようになったり、二人称以外がテミルの動作主として表せるようになったりしたB類への拡大については、菊田(2011)などから考察されている。非意志的なテミルが許容されるようになった理由として、菊田(2011)では前件と後件が論理的な因果関係を表現できる関係へと拡張していった結果、前件が「行為」である必然を失い、見解を表さない場合にも非意志的出来事を表すことができるようになったと示唆されている。前件で意志的な行為、つまり試行を表すテミルが出現した頃は、後件には話者の見解や思考を伝える内容が来ていたが、後件で知覚や思考といった高次認識内容を伝えるようになると、前件のテミルに非意志的動詞が前接するようになったと述べられている。

4.1.2 英語との対照から見る理由

仮定のテミロを分析するにあたって、森(2006, 2011)、門脇・田中(2015)の英語との対照研究がある。

森(2006)では、「潜在型」「既存型」の2つに分けて、命令文のタイプの分析が行われている。命令される命題的内容をPとすると、Pは「潜在型」と「既存型」¹²を両極とするスケール上に位置づけられ、典型的な命令文は「潜在型」であるが、仮定を表すテミロのような命令文は、限りなく「既存型」に近い「潜在型」であると述べられている。

また、森(2011)において、脅迫の機能を持たせるために、英語では動詞の原形さえ使えば済むところを、日本語では「てみろ」という命令形式を使うことが求められる。動詞の命令形だけでは脅迫の機能を果たせないため、別の動詞の「助け」を得ていると述べられている。しかし、これについては考察の余地がありそうである。

¹² 森(2006)においては、「ここで言う「潜在型」「既存型」とは、Pがすでに実現して現実のものとなっているか否かということを示す概念であるが、注意すべきは、「現実」と言っても決して客観的な意味での現実性等を意図しているのではなく、あくまでも話し手が自らの経験に基づいて現実のものとして判断するか否かが問題となっているという点である」と説明されている。

(18) a. Say that again, and I'll beat you.

b. もう一度言ってみろ、殴るぞ。

(森 2011 : 65)

(18) のように、日本語の仮定を表すテミロに対応する英語は、(18) a のようになるが、動詞の原形だけで脅迫の機能を持たせているとは、考えにくいだろう。「命令文+and」という構造によって、その機能を持たせているのではないだろうか。つまり、英語は動詞の原形だけでその機能を担っているというよりも、and という接続詞の「助け」得ているのだと考えられる。

門脇・田中 (2015) においては、脅迫の意味になる and 命令文がテミロと対応しており、脅迫を表す「and 命令文」には音形がないだけで、「てみる」の「みろ」に対応する要素が存在すると述べられている。また、両構文の実現可能性に関しては、脅迫を表す「and 命令文」では、音形として存在しないが、ゼロ形態の IF が担うのに対して、「てみる」型命令文では、「みる」の命令形の「みろ」が担うと述べられている。

4.2 テミロが命令を表さないのはなぜか

以上、通時的な分析と英語との対照研究から、仮定を表すテミロが命令を表さなくなったり、仮定を表すようになったりした理由や可能性について見てきた。本節では、共時的に仮定を表すテミロが命令を表さなくなった理由について、補助動詞テミルと命令形の条件、行為の望ましさの3つの観点で考察する。

まず、補助動詞テミルの観点から考える。補助動詞テミルは基本的に意志動詞と結びついて、試行を表すが、仮定を表すテミロでは試行の意味には取りにくく、かつ、その動作自体の命令も表していない。つまり、テミルがついているにも関わらず、補助動詞テミルとしての基本的な意味からも逸脱しているのである。補助動詞テミルが試行を表しにくくなる用法としては、条件節で用いられる場合がある。条件節において「てみると」「てみたら」「てみれば」のように扱われた場合、試行を表さないものがある。それが (19) (20) のようなものである。

(19) 勝浦はもともとダイビングスポットとしてオープンする前から潮のあたりがいいと言われていた場所で、実際に潜ってみると、魚影の濃さを体感できるのだ。

(PM21_00543)

(20) さて、この夜はこのようにして、何事もなく過ぎましたが、翌朝になつてみると、三、四人の年配の労務者たちを残して、他の連中はみな姿を消していました。

(OB3X_00163)

(19) も (20) もテミルがついているにも関わらず、試行の意味は表れていない。条件節で生起するテミルは、仮定を表すテミロと共通している点が見られる。例えば、無意志性の動詞が前接することや試行の意味が表れにくいことなどである。このような条件節で用いられるテミルの場合は、話し手の注目が前件の動作や出来事ではなく、動作の後にある。前件の行為によって、後件の状態が起こると認識するのであり、本動詞「見る」としての視覚的な機能が影響していると考えられる。このように見ていくと、仮定を表すテミロも条件節で現れるテミルと同様に、本動詞の視覚的な機能が影響して、命令の意味が表れにくいとも考えられるのではな

いだろうか。

また、補助動詞テミルの観点から、動作主が二人称で、意志性の動詞が前接する場合について、もう少し考えたい。構造として「話し手が望ましく思っていない事態」+テミロ+「脅し」となっているが、この「話し手が望ましく思っていない事態」について「試しにしろ」と意味が取れる可能性もある。補助動詞テミルの試行の意味によって、「その動作を試しにしてみろ」となり、その動作をした場合の話し手の心情や認識が後件で表現されていると考えられる。その結果、意志性の動詞であっても、前件の「話し手が望ましく思っていない事態」を命令していた場合、後件の文と繋がらず、文意が取れなくなることから、動作主にその行為を要求しているとは考えられにくい。よって、仮定の意味として解釈ができるようになったのではないだろうか。

次に命令形の観点から考える。前述したように、命令形は未実現の行為や事態について話し手が要求することについて表すことができる。仮定を表すテミロも未実現の事態であることに問題はないが、石川 (2002)、北崎 (2016a) から考えると、仮定を表すテミロは、「①動作主が二人称以外にもなること」「②無意志性の動詞も前接すること」「③話し手が行為の遂行を望ましく思っていないこと」が命令形の成立要件から外れることがわかる。この命令形の成立要件から逸脱していること自体が、テミロが話し手の望ましい行為要求を表せないことと関連しているのだろう。したがって、仮定を表すテミロは形態的に命令形を保ってはいるものの、命令形の成立要件からは、動作主の人称、動詞の意志性の有無、行為の遂行の望ましさの3点が外れているため、命令の意味を表すことができないと考えられる。しかし、命令を表すことができないのにも関わらず、形態的に命令を保っていることについては考察の余地がある。これは今後の課題としたい。

最後に望ましさの観点から考える。仮定を表すテミロを分析するうえで、「望ましさ」について述べられている先行研究はすでにあつたが、それらは単に仮定を表すテミロが話し手の望まない事態を表しているということについて言及されているだけである。仮定を表すテミロの「望ましさ」が命令とどのように関わっているのかだろうか。

単純にテミロだけで命令した場合、意志動詞が前接したのであれば、その動作を要求・命令していることだと捉えられかねないだろう。しかし、テミロの後続文に脅しの文が来ることによって始めて、前件が話し手にとって望ましいものか、そうでないかの判断ができると考えられる。つまり、意志性の動詞が前接する場合は特に、テミロの文だけでは仮定を表すかを判断することが難しいのである。また、前述したとおり、「そんなことしてみろ」というのが仮定を表すテミロの文に多いことから、テミロの前の文に、話し手がその事態を望ましいと思っていない理由や状況の説明があり、その望ましくない事態をしたらどうなるかが後続文でわかるという構造になっている。これは、命令形の成立要件とも関わることになるが、そもそも話し手の望ましくないことについて、命令をするということは考えにくい。したがって、テミロという命令形でありながら、命令の意味を表さなくなったと考えられる。

5. おわりに

本稿では、仮定を表すテミロに関する先行研究を整理し、そのうえで仮定を表すテミロの成立の特徴と、仮定を表すテミロがなぜ命令形で命令を表せないのかを中心に考察した。

仮定を表すテミロが成立する場合の特徴は、「①動作主の人称に基本的には制限がない。」「②意志性の動詞も無意志性の動詞も前接する。」「③無標の命令形(シロ)には書き換えられない。」「④条件節への書き換えができ、その場合は無標の形になる。」の4つである。

また、仮定を表すテミロが命令形でありながら、純粋な命令を表さない理由について、補助動詞テミルの意味、命令形、望ましさを観点から考察した。まず、補助動詞テミルの観点から見ると、無意志性の動詞が前接することや試行の意味が表れにくいことが、条件節で用いられるテミルと仮定を表すテミロと共通していることがわかる。条件節でのテミルは、話し手の注目がテミルのあとの動作にあり、前件の行為によって、後件の状態が起こると認識する。これは、本動詞「見る」としての視覚的な機能が影響していると考えられる。このように、仮定を表すテミロも本動詞の視覚的な機能が影響して、命令の意味が表れにくいと考えられる。次に、命令形の観点から見ると、形態的に命令形を保ってはいるものの、命令形の成立要件からは、動作主の人称、動詞の意志性の有無、話し手の行為遂行の望ましさを3点から外れているため、命令の意味を表すことができなないと考えられる。最後に望ましさを観点から見ると、仮定を表すテミロの文に「そんなことしてみろ」というのが多いことから、話し手がその事態を望ましいと思っていない理由や状況の説明がテミロの前の文にあり、その望ましくない事態したらどうなるかが後続文でわかる。そもそも話し手の望ましくないことについて、命令をすることとは考えにくいから、命令の意味を表さなくなると考えられる。

このように、命令を意味しない理由や仮定の意味を表すようになった可能性については考察したが、形態的に命令形が残ったままである理由については分析できなかった。この点は今後の課題としたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、貴重なご意見をくださった庵功雄先生、太田陽子先生、小磯花絵先生、ゼミのみなさま、査読者の先生方に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 石川美紀子 (2002) 「命令に関する試論—語用論的条件と構文的条件との関係から—」『名古屋大学国語国文学』91, pp.90-77.
- 菊田千春 (2011) 「複合動詞テミルの非意志的用法の成立—語用論的強化の観点から—」『日本語文法』11, 日本語文法学会, pp.43-59.
- (2013) 「テミル条件文にみられる構文変化の過程—語用論的強化と階層的構文ネットワークに基づく言語変化—」『認知言語学論考』11, ひつじ書房, pp.163-198.
- 北崎勇帆 (2016a) 「現代語体系を中心とする活用語命令形の用法の再整理」『日本語学論集』12, pp.240-264.
- (2016b) 「「テミロ」相当形式による条件文の史的変遷」『日本語学会 2016 年度春季大会予稿集』 pp.95-102.
- (2018) 「間主観化・対人化とその逆の変化について—命令形式由来の表現を対象に—」『日本語論集』14, pp.34-51.
- 小柳智一 (2016) 「対人化と推意」『国語研究』79, 國學院大學, pp.71-84.

- 嶋田紀之 (2009) 「「V てみる」の多義性と文法化」『日本認知言語学会論文集』9, 日本認知言語学会, pp.132-142.
- 須永哲矢 (2007) 「してみる形の意味」『日本語学論集』3, 東京大学大学院人文社会系研究科国語研究室, pp.105-92.
- 高橋太郎 (1976) 「すがたともくろみ」金田一春彦 (編)『日本語動詞のアスペクト』むぎ書房, pp.119-153. (高橋 (1969) 教育科学研究会文法講座テキストの再録)
- 永谷直子 (2013) 「「てみる」と「(よ) うとする」—「ル形」の言い切りの形における接近と異なりに着目して—」『一橋日本語教育研究』2, ココ出版, pp.71-82.
- 長野ゆり (1994) 「「～してみる」の用法の一側面 命令形・条件表現をとる「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』1, pp.85-94.
- (1995) 「シロとシテミロ」宮島達夫・仁田義雄 (編)『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版, pp.655-661.
- (1996) 「仮定を表す「～てみる」の用法について」『現代日本語研究 (大阪大学)』3, pp.123-130.
- (1998) 「仮定を表す「～てみる」の用法について」『日本語教育』96, 日本語教育学会, pp.143-153.
- 野田尚史 (1989) 「真性モダリティをもたない文」仁田義雄・益岡隆志 (編)『日本語のモダリティ』くろしお出版, pp.131-157.
- 森 英樹 (2006) 「3 つの命令文：日英語の命令文と潜在型／既存型スケール」『言語研究』129, 日本言語学会, pp.135-160.
- (2014) 「「V てみる」条件命令文のモダリティと再分析構造」『言語研究』145, 日本言語学会, pp.1-26.
- 森田良行 (1971) 「動作の起こり方を表す語について—「てしまう, ておく, てみる, た」の用法—」『講座日本語教育』7, 早稲田大学語学教育研究所, pp.22-26.
- 吉川武時 (1975) 「「～てみる」の意味とそれの実現する条件」『日本語学校論文集』2, 東京外語大学外国語付属日本語学校, pp.36-51.